

昭和六十一年五月十五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十四日

辞任 岡野 裕君

名尾 良孝君

宮田 輝君

五月十五日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任

橋本 敏君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

二宮 文造君

海江田 鶴造君

小島 静馬君

補欠選任

星 長治君

工藤 万砂美君

藤田 正明君

補欠選任

橋本 敏君

最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務

総局総務局長

事務局側

常任委員会専門

員

法務大臣官房司

法制調査部参

事官

外務省経済局次

長

本日会議に付した案件

○外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二宮文造君) だいまから法務委員会を開会いたし

ます。

委員の異動について報告いたします。

昨五月十四日、岡野裕君、名尾良孝君及び宮田輝君が委員を辞任され、その補欠として星長治君、工藤万砂美君及び藤田正明君がそれぞれ選任されました。

○委員長(二宮文造君) 前回に引き続き、外国弁護士による法

法律事務の取扱に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 最初に、外務省の方にお尋ねしますが、ごしの五月十二日に在日米商工会議所から、五月十二日付中曽根総

理あての書簡が来ておりますね。それから、同じく五月二日、B、C、ヨーロッパ・ビジネス・カウンシルの方からやはり書簡

が来て、それには四月三十日付の意見書みたいなものが貼付されておりますが、これは外務省としては承知しておりますか。

○説明員(池田雄彦君) 回答申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、二件の総理あての書簡が発出されたということも承知しておりますし、写しを私どもの安倍大臣

のところまで送付を受けております。したがって、事実関係としてそのようなことが行われたということは、これは承知いた

しております。

○寺田熊雄君 そういたしますと、これは外交機関を通じてのじ

やなくて、この二つの機関が直接総理に送り届けた。で、写しを

あなたの方の方に送付したと、こういうことですね。

○説明員(池田雄彦君) 御指摘のとおりでございます。いわゆる政府、一スの外交ルートと申しますか、アメリカの政府から日本

の政府へ、あるいは欧州共同体の委員会から日本政府へ、その

委員

寺田 熊雄君

飯田 忠雄君

大坪 健一郎君

工藤 万砂美君

土屋 義彦君

徳永 正利君

藤田 正明君

星 長治君

安永 英雄君

橋本 敏君

坂山 映子君

中山 千夏君

国務大臣

法務大臣 鈴木 省吾君

政府委員

法務政務次官 杉山 令麿君

法務大臣官房長 根来 泰岡君

法務大臣官房司 井嶋 一友君

法制調査部長 枇杷田 泰助君

法務省民事局長 枇杷田 泰助君

法務省入国管理 小林 俊二君

それから、そもそも司法試験の合格が大衆敵として少ないこと、法曹人口がアメリカに比べて比較にならないほど少ないこと、その特徴すべてが外国と共通することになかなかならぬわけであり、相互主義といふことはそれぞれの法曹の伝統や立場を尊重し、これを損なわない、この根幹を変えないといふことも非常に大事なわけであり、資格付与の要件もそのうちから、それぞれにおいて違ひがあるわけでございますけれども、今回我が国が受け入れようとするものは、それぞれの国においてやはりその国の最高の法律専門職であるという形で認められている人だ、これを受け入れようといふことございまして、客観的に公平にそれぞれの国の弁護士を比較すればそれは優秀が出るかもしれませんが、それだけの国における一つの最高の資格者といふことを前提として受け入れようといふ考えから、外国の弁護士資格のみを受け入れるということにしたわけで、

もちろん、私もこれはこれから引き続きアメリカ側にとりて要望を伝えるつもりであり、外務省ともそういう交渉をしてまいりつゝあり、特に我が国の弁護士会あるいは国会内の議論もそういう点に非常なポイントがあるのだといふこと、アメリカ側へ伝えておるわけでございますので、必ずやそういう反応は出てまいらるというふうに思っております。しかし、これは私どものみでできることではないわけでございます。日弁連なども同じ法曹人同士というところで、今後ともそういう動きをしていただきたいといふことも我々は要望をしておるわけでございます。○橋本教習 日弁連への御要望の御趣旨も、私もよくわかり、ともどもやはりこの点についてはひとつ責任を持って実現のために進めていかなきゃならぬと思つて、具体的なこの法律は附則で「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とことなっておりますから、一〇政令がいつごろどういふように行われるか、これからの課題ですが、いずれにしても二年以内につらられるわけで、この政令がくれば、いよいよ施行されるという段階までは、今より一歩も二歩も前進するといふことはやはり期待しておきたいと思つて、その目標に向かつて一層の努力をお願いしたいと思つて、異議ございませんで、

これは、ある意味におきましては非常に厳しい一つの考え方をうと思つて、みなさん、この十条に書いてございまして、法務大臣が資格を承認いたします場合は、弁護士法にないものも含めまして厳しく書き上げておるわけでございます。さらに、相互主義の要件もこの資格承認の要件として考へておるわけでございます。いずれにいたしましても、これはそれぞれ我が国の司法制度との整合性の中で考へられたものでございまして、私どもは、資格の承認につきましては、この法律に掲げられております要件を厳密、適正に適用いたしまして承認をしようとするにございまして、本制度が目的としており、適正な国際的

○政府委員(井嶋一友) 御指摘のとおり要望を續けてまいりたいと思つてございまして。○橋本教習 御指摘のとおり要望を續けてまいりたいと思つてございまして。○政府委員(井嶋一友) 御指摘のとおり要望を續けてまいりたいと思つてございまして。○橋本教習 それから、次の論点に移りますが、先ほども御答弁の中にありましたように、確かに我が国の弁護士制度というのは、制度的にも内容的にもそれなりのもつぱり特徴と伝統を持つておるわけでございます。法曹一元という考え方が出発して、弁護士自治という制度的な方向、それから弁護士法そのものの定めて、在野法曹として日本の弁護士の職務としては社会正義の実現といふことを法的にもはつきり目的を置いておるというふうな状況、それからさらに弁護士自治を貫いておるというふうな状況、ゆゑに弁護士会に所属して登録するといふ制度になつておること、